

肝付町農業委員会 農地利用最適化推進委員を募集

農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員会業務において、農地利用の最適化の強化が明確化され、各地区において農地利用の最適化を推進する、農地利用最適化推進委員を新しく委嘱することになりました。

これに伴い、町では農地利用最適化推進委員を募集します。



募集人員	16人（富山・宮下地区：1人、前田地区：3人、新富地区：3人、後田地区：3人、野崎地区：1人、波見地区：1人、北方地区：2人、南方地区：1人、岸良地区：1人）
任期	農業委員会が委嘱した日から平成32年8月31日まで
身分	町の非常勤の特別職職員
報酬月額	町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例による
業務内容	①農地の出し手・受け手への働きかけにより担い手への農地利用の集積・集約化、②耕作放棄地の発生防止と解消等に向けた現場活動、③新規参入の推進等、担当地区において、農地利用の最適化のための実践活動が主体となります。また、人・農地プランや地域の農業者等の話し合いの推進や農地中間管理機構との連絡調整等を行います。
推薦を受ける者及び応募する者の資格	<p>(1) 農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方で、農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方。 ただし、次のいずれかに該当する方は除く。 ① 肝付町が設置する他の附属機関等の兼務を禁止している委員 ② 肝付町の職員</p> <p>(2) ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくはこれらと密接な関係を有する者 ④ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者 ⑤ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p>
推薦及び応募の手続き	<p>下記の該当する様式に必要な事項を記入のうえ、肝付町農業委員長宛で、町農業委員会事務局へ提出して下さい。なお、郵送による提出も可能です。提出された推薦書・届出書は返却いたしませんのでご了承ください。</p> <p>【推薦の場合】</p> <p>① 農業者が推薦する場合：農業者3名以上が推薦者となって、農地利用最適化推進委員推薦申込書（個人推薦用）（第1号様式）に必要な事項を記入、押印のうえ提出。 ② 団体等が推薦する場合：農地利用最適化推進委員推薦申込書（法人及び推薦団体用）（第2号様式）に必要な事項を記入、押印のうえ提出。</p> <p>【応募の場合】 農地利用最適化推進委員応募申込書（第3号様式）に必要な事項を記入し、押印のうえ提出。</p>
	○ 申込書類は、町ホームページからダウンロードいただくか、次の窓口に備えてあります（町農業委員会事務局・内之浦総合支所 林務水産課・町役場 岸良出張所）。
受付期間	7月12日（水）から8月10日（木）まで ※郵送の場合、当日消印有効。
選出方法	推薦及び応募された方について、肝付町農地利用最適化推進委員候補者評価委員会による評価を受けた後、農業委員会総会で同意を得たうえで農業委員会が委嘱する。
	※法の定めにより、受付期間の中間及び期間終了後に町ホームページ等で、提出された推薦又は応募に係る書類に記載されている内容を公表します。ただし、住所及び電話番号は除きます。
提出書類・問合せ先	肝付町新富 98 番地 肝付町農業委員会 ☎ 0994(65)8418